

(別紙1)
様式第1(規則第3条関係)

※受理年月日	令和7年2月28日
※受理番号	6オホーツク0009
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和7年2月28日

北海道知事 鈴木 直道 様

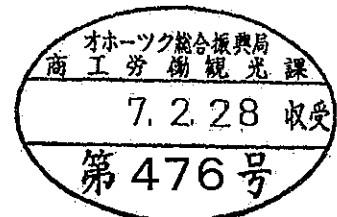
株式会社 ツルハ
代表取締役 八幡 政浩
札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ツルハドラッグ遠軽店
所在地 紋別郡遠軽町大通北7丁目1-1ほか
紋別郡遠軽町大通北8丁目1-15ほか
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
- 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年10月29日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,224㎡ (内訳: 添付資料2-1のとおり)
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
位置: 添付資料2-4施設配置図のとおり 収容台数: 46台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
位置: 添付資料2-4施設配置図のとおり 収容台数: 10台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
位置: 添付資料2-4施設配置図のとおり 面積: 42㎡
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置: 添付資料2-4施設配置図のとおり 容量: 9㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時00分 閉店時刻 午後9時50分
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後10時00分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数: 出入口2箇所 位置: 添付資料2-4施設配置図のとおり
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後10時00分まで

(備考) 1 5-(1)~(4)、及び6-(3)に係る位置については、別添図面に記載すること。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 ※印の欄は記載しないこと。



(別紙3)

小売業の状況

図面 番号	小売業者名 住所	代表者職 氏名	店舗面積 (㎡)	主たる 販売品目	開店時刻	閉店時刻
	株式会社ツルハ 札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	代表取締役 八幡 政浩	1,224.238	医薬品、化粧品、家 庭用消耗品、食品、 その他	午前 7時00分	午後 9時50分
		計	1,224.238			

(参考:複合施設の場合の小売業者以外の事業者の状況)

図面 番号	事業者名 住所	代表者職 氏名	事業面積 (㎡)	主たる 事業内容	開店 時刻	閉店 時刻	当該施設におけ る必要駐車台数
		計					

(別紙4)

店舗面積内訳表

1 建物の構造

鉄骨造、平屋建て

2 店舗面積の内訳

(1)建築面積 1,419.40 m²

(2)延床面積 1,373.26 m²

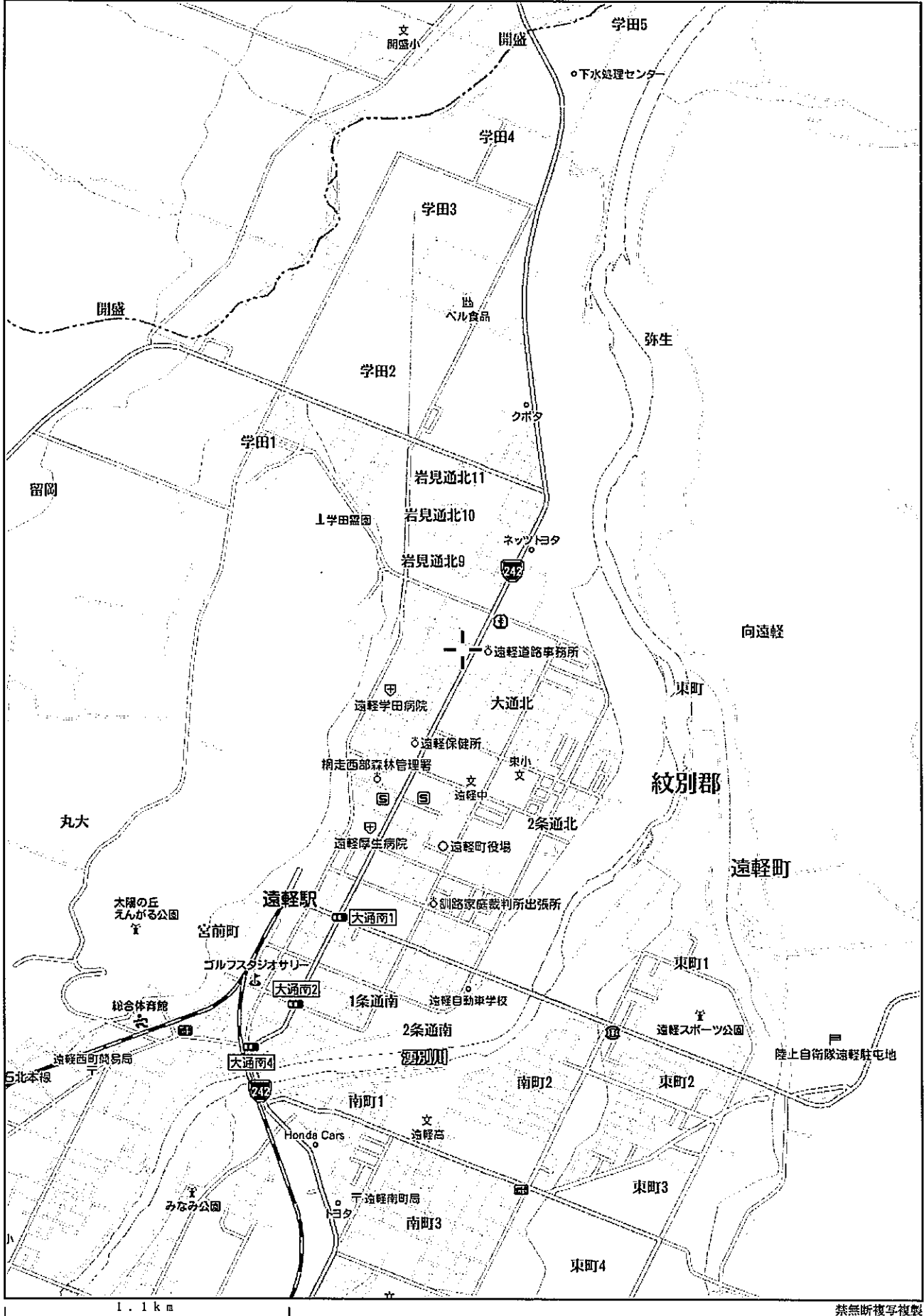
(3)各階毎の内訳

(単位:m²)

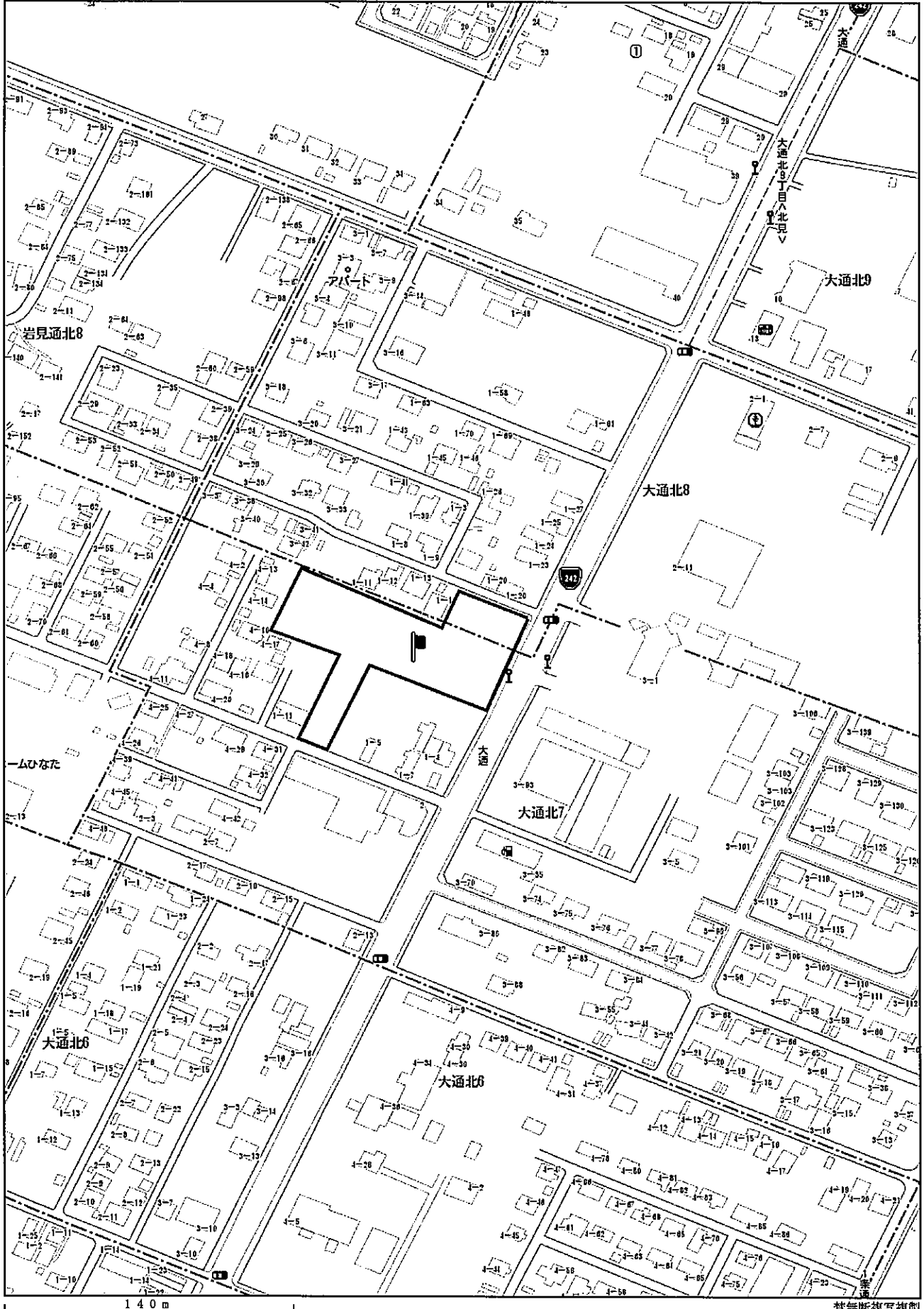
階 数		内 訳			合計
		1階			
店舗面積に含まれる部分	小売業者の店舗部分	1,224.238			1,224.238
	共用部分				
	小計	1,224.238			1,224.238
施設部分		149.025			149.025
事業部分					
その他					
合計延床面積		1,373.263			1,373.263

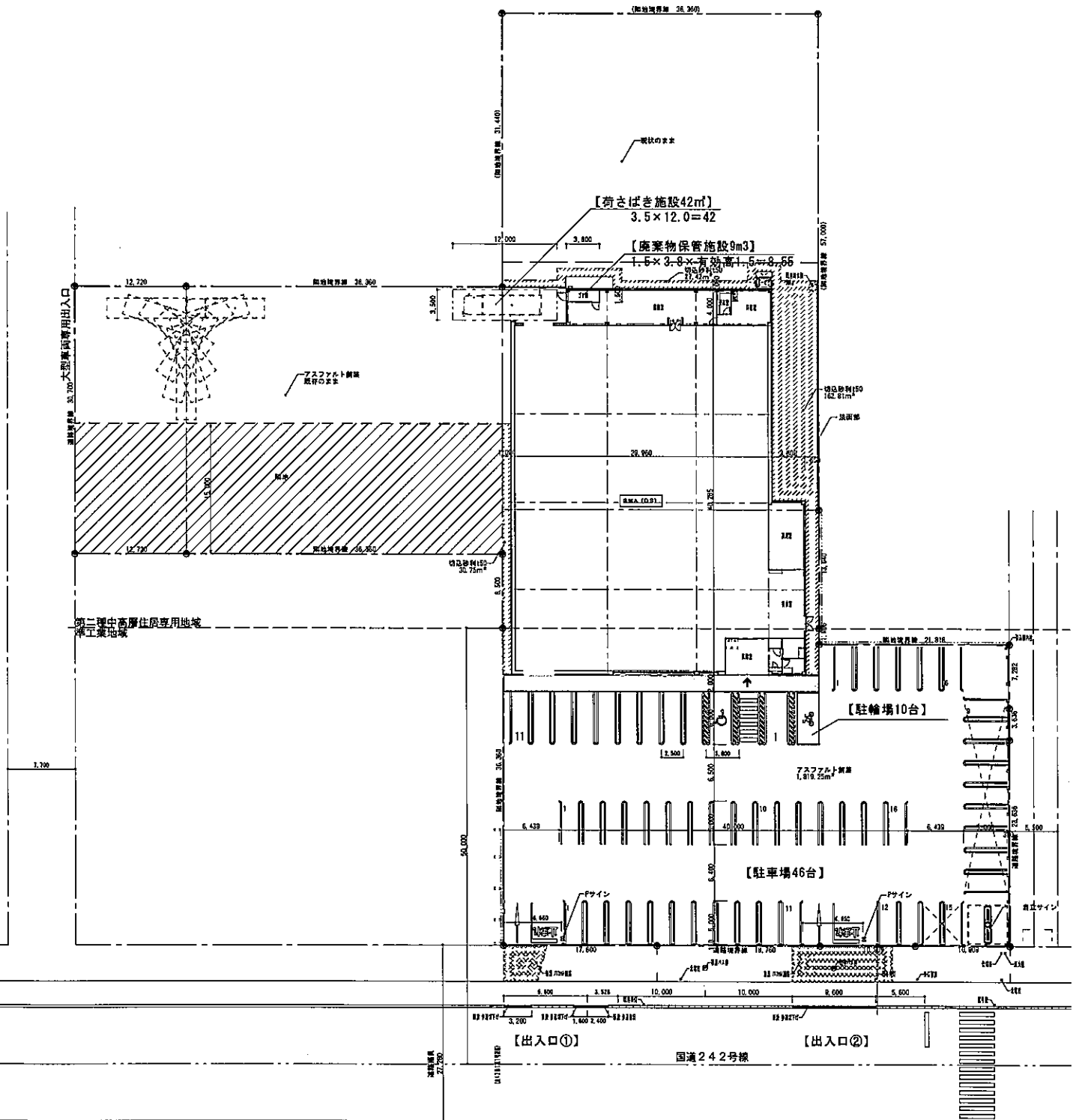
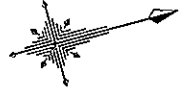
(注1) 2以上の棟に分かれる場合はそれぞれ毎に記載すること。

(注2) 変更届出の場合は上下二段書き対比として提出すること。



周辺見取図





※届出外駐車台数 11台
冬季一時堆積場・従業員使用可能